

浦臼町認定こども園なかよし利用手続きについて【新規申込】

令和4年4月から浦臼町認定こども園なかよしの利用を新規に希望する方について、下記のとおり申請を受け付けます。

なお、利用を希望される方が多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

1. 受付期間 令和4年1月6日（木）から令和4年1月21日（金）まで

※上記の期間以外にも随時申請は可能ですが、利用者が多数だった場合、上記期間内に申請された方が優先となります。

2. 申請に必要なもの

①支給認定兼利用申請書

②印鑑

③就労証明書（保育を必要とされる方のみ提出）

※就労以外の方が保育を必要とする場合は、その事由を証明する書類を添付。

④エントリーシート（令和4年4月1日までに浦臼町に転入予定の方のみ提出）

3. 申請書の配布場所

上記①③④については、役場暮らし応援課住民係もしくは役場ホームページからダウンロードしてください。



4. 申請受付場所 役場暮らし応援課住民係（1～3号認定すべて受付可能）

浦臼町認定こども園なかよし（1号認定のみ受付可能）

【参考】

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学児童で、保育を必要としない、幼稚園等で教育を希望	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

保育標準時間～主に保護者のいずれもがフルタイム勤務の場合。最大11時間まで利用できます。

保育短時間～主に保護者がパートタイム勤務の場合など。最大8時間まで利用できます。

お問い合わせ 暮らし応援課住民係 電話：68-2112

浦臼町認定こども園なかよし利用手続きについて【継続申込】

【1号認定の方】

2号認定（保育利用）への変更申請について

現在、保育を必要としない1号認定で浦臼町認定こども園なかよしに在園している児童で、令和4年2月から4月までの間に保育を必要とする2号認定に変更を予定されている方は下記のとおり変更申請の提出をお願いします。

- 1. 受付期間** 令和4年1月6日（木）から令和4年1月21日（金）まで
※上記の期間以外にも随時申請は可能ですが、利用者が多数だった場合、上記期間内に申請された方が優先となります。
- 2. 申請に必要なもの**
 - ①支給認定変更申請書
 - ②就労証明書（令和4年1月1日以降に証明されたもの）
 - ③その他保育が必要なことを証明する書類（就労以外の事由の場合）
- 3. 申請書の配布場所**
浦臼町認定こども園なかよし、役場くらし応援課住民係もしくは
役場ホームページからダウンロードしてください。
- 4. 申請受付場所** くらし応援課住民係



【2号3号認定の方】

認定こども園の利用に伴う現況届の提出について

認定こども園等を利用している方を対象として保育を必要とする事由に該当していることを確認する必要がありますので、下記のとおり現況届の提出をお願いします。

- 1. 対象児童** 令和4年2月1日時点で浦臼町認定こども園なかよしに在籍する児童（2・3号認定）
※5歳児（らいおん組）と町外から通園している児童を除く。
- 2. 受付期間** 令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）
- 3. 提出書類**
 - ①地域型給付費・地域型保育給付費等現況届
 - ②就労証明書（令和4年2月1日以降に証明されたもの）
 - ③その他保育が必要なことを証明する書類（就労以外の事由の場合）
- 4. 申請書の配布場所**
浦臼町認定こども園なかよし、役場くらし応援課住民係もしくは
役場ホームページからダウンロードしてください。
- 5. 申請受付場所** 浦臼町認定こども園なかよし、役場くらし応援課住民係